

滋賀医科大学建築・環境委員会規程

平成16年4月1日制定

令和4年6月23日改正

(設置)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）に、本学における建築物の基本計画及び環境整備、廃棄物及び廃水処理、災害及び火災の予防に関する重要事項について審議するため、建築・環境委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 建築物その他施設に係る基本計画及び改造に関する事項
- (2) 構内の環境整備に関する事項
- (3) 内部質保証に係る点検・評価及び改善に関する事項
- (4) 廃棄物廃水処理施設（以下「処理施設」という。）の整備計画及び改善に関する事項
- (5) 廃棄物及び排水の検査等処理施設の管理運営に関する事項
- (6) 構内の入構規制及び駐車規制等交通問題に関する事項
- (7) 構内の駐車場及び駐車許可に関する事項
- (8) 火災の予防及び災害の防止並びにその対策に関する事項
- (9) その他本学の環境整備、交通問題、災害等の防止に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事又は事務局長 1名
 - (2) 医学科基礎医学講座の教員 若干名
 - (3) 医学科臨床医学講座又は附属病院の教員 若干名
 - (4) 看護学科の教員 若干名
 - (5) 学内教育研究施設の教員 若干名
 - (6) 薬剤部長
 - (7) 看護部長
 - (8) 防火管理者
 - (9) 調査役、学生課長
 - (10) その他委員長が必要と認める者
- 2 前項第2号から第5号まで、及び第10号の委員は、委員長の指名を経て、学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、理事又は事務局長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 委員会は、必要に応じ、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会について必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、施設課において処理する。

2 委員会に関する業務は、必要に応じ総務企画課及び会計課が担当するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月23日から施行する。